

ダブルクリップ等で綴じてください。

共通書類チェックリスト

申請の種類によって必要書類が異なりますので、申請の手引き15P～をご覧ください。

会社名	事業所名

チェック欄			添付した申請書及び書類のチェック欄に 印を付してください。
建設工事	査設計量	土木施設維持管理	書類名
			1 申請地方公共団体申請書(様式A-1)
			2 競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報)(様式B-1)
	×	×	3 建設工事請負共通情報(様式B-2)
×		×	4 設計・調査・測量共通情報(様式B-3)
×	×		5 土木施設維持管理共通情報(様式B-4)
			6 【法人のみ対象】履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 1、 2
			7 【法人のみ対象】法人番号の確認資料(「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの)
			8 【法人のみ対象】法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) 1、 2、 8 法人設立直後でも発行可能
			9 【個人事業者のみ対象】身分証明書 1、 2
			10 【個人事業者のみ対象】登記されていないことの証明書 1、 2、 7
			11 【個人事業者のみ対象】「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の2) 1、 2、 8 開業直後でも発行可能
	×	×	12 経営事項審査の総合評定値通知書の写し < 2部 >
	×		13 【経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合】 【建設工事を申請せず、土木施設維持管理を申請する場合】 社会保険等の加入確認資料の写し
	×	×	14 建設業許可通知書の写し又は許可証明書 1
	×	×	建設業許可に係る申請書類の写し((1)、(2)は必須。(3)は従たる営業所で申請する場合のみ必須) 3
	×	×	(1)建設業許可申請書(様式第1号) (行政庁の收受印が押されているもの)
	×	×	(2)営業所一覧表(別紙二)
	×	×	(3)建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)
	×	×	16 資格情報を証明する書類の写し(建設工事) 3、 4
×		×	17 登録状況を証明する書類の写し(設計・調査・測量) 3、 5、 6
			18 【障害者を1人以上雇用している場合】 障害者雇用に係る書類((1)、(2)のどちらか) (1)障害者雇用状況報告書(行政庁の收受印が押されているもの)の写し (2)障害者雇用の状況(様式B-5)
			19 ISO9001認証取得登録証の写し(申請業務に関連するものに限る)
			20 ISO14001認証取得登録証の写し(申請業務に関連するものに限る)
	×	×	21 【監理技術者が1人以上いる場合】監理技術者の状況(様式B-6)
	×	×	22 【加入している場合】建設業労働災害防止協会加入証明書 1、 2

- 1 写し(コピー)でも結構です。ただし、記載内容がはっきりと確認できるものを提出してください。
- 2 申請日前3か月以内に交付されたもののみ有効です。
- 3 変更がある場合は、変更届・廃業届(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。電子申請で收受印が無い場合はJCIPの「申請・届出内容画面」を提出してください。
- 4 管工事の浄化槽工事の届出は、申請する事業所の所在地等が分かる書類を添付してください。
- 5 測量業・建築士事務所登録は、登録を受けた事業所の所在地等が分かる書類を添付してください。
- 6 申請の有無に関わらず、登録がある場合は提出してください。
- 7 登記されていないことの証明書の提出ができない場合は、「誓約書」(様式B-7)を提出してください。
- 8 新型コロナウイルス感染症等の影響への対応については、申請の手引21ページに記載の書類を提出してください。

提出する書類は、申請日現在において有効なものに限ります。期限切れ等がないかよく確認してください。このチェックリストを表にして、順番どりに書類を重ね、左上をダブルクリップ等で綴じて提出してください。